

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

1. 都市公園

(1) 都市公園

都市公園を始めとする都市の緑は、日常生活あるいはレジャーの場として、また都市に潤いをもたらす景観として、人々に安らぎや癒しを与えてくれる、社会にとってかけがえのない財産となっています。さらに、近年では地震や局所的大雨に対する防災・減災や、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の吸収などの環境問題における重要なファクターとしても、都市における緑の果たす役割はますます大きなものとなっています。

これまで、都市地域への人口と産業の集中により市街地の過密化や郊外の無秩序な開発が進み、都市内の緑とオープンスペースは著しく減少したことから、昭和31年(1956)の都市公園法の制定以降、都市公園の整備が積極的に進められてきました。



県立青葉の森公園

今後は、人口減少や地方公共団体の財政的制約等の社会経済情勢の変化を踏まえ、これまで整備してきた公園の適切な維持管理とともに、更なる公園緑地の質の向上が求められています。具体的には、都市公園の活性化や再編、民間のノウハウや投資を積極的に引き出す連携強化、都市公園等を一層柔軟に使いこなす管理運用な

どが、これからの公園緑地政策における新たな課題となっています。

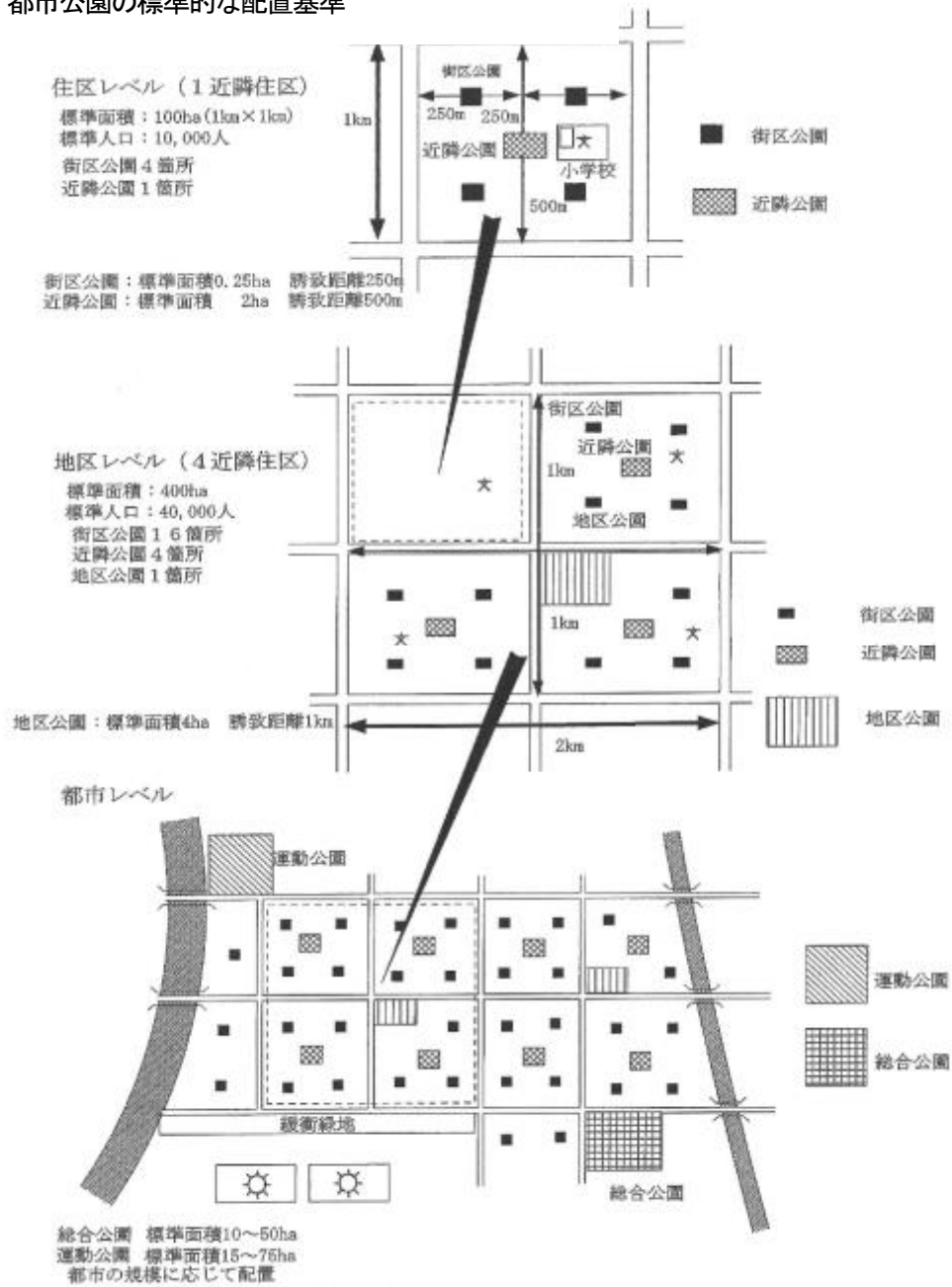
表一⑩-1 都市公園等の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園等	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じて1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じて1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)
	都市林	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
	広場公園	主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的として配置する。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国営公園	一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにおいては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	

出展：国土交通省「都市公園データベース」

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

図一〇一 都市公園の標準的な配置基準



出展：一般社団法人 日本公園緑地協会「公園緑地マニュアル」



県立印旛沼公園



県立幕張海浜公園

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

(2) 都市公園法

昭和31年(1956)4月、都市公園の設置及び管理に関して必要な事項を定めた都市公園法が制定され、都市公園の設置及び管理に関する基準等が定められ、都市公園の整備が進められてきました。

最新の法改正としては平成29年(2017)に、都市公園の再生・活性化を図るため、公募設置管理制度の創設(Park-PFI)等が行われました。

都市公園とは、都市計画で定められた公園又は緑地、及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地です。その種類は表-⑩-1のとおりで、標準的な配置基準は図-⑩-1のとおりです。

本県の都市公園行政は、戦前に千葉市、船橋市、市川市の3市5箇所の都市計画緑地が都市計画決定されたことから始まります。

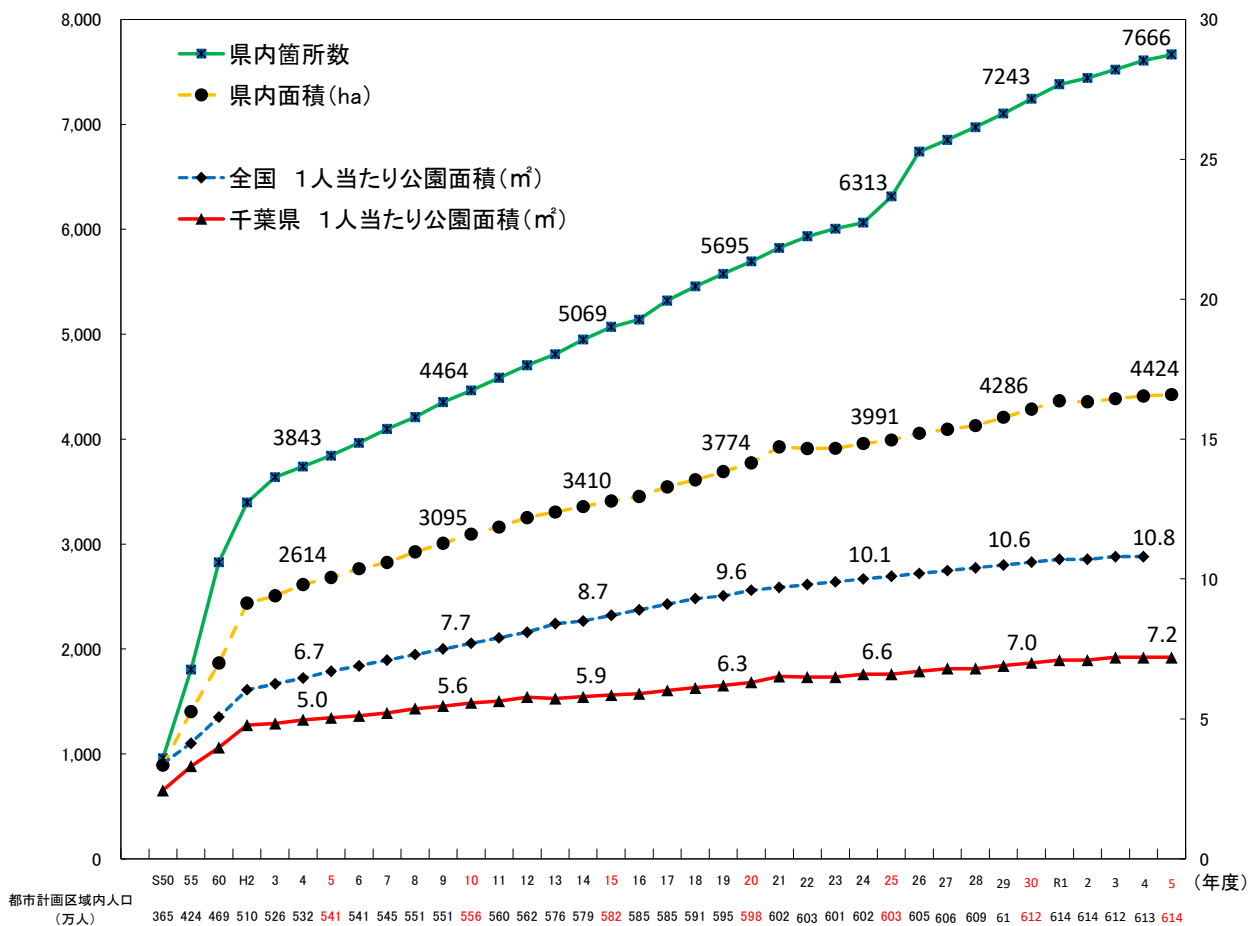
しかし、これらの緑地は住民の憩いの場、レクリエーションの場というよりはむしろ防空緑地としての性格が強い物でした。

戦後の都市公園の整備は、千葉市及び銚子市の戦災復興事業により始まりますが、都市公園の整備が本格的に始まったのは、都市公園法が昭和31年に制定され、その後本県への人口、産業の集中が著しくなる昭和35年頃からです。

昭和21年には、都市公園数19箇所、約33haであったものが令和6年3月31日現在、都市公園を有する市町村は34市6町1村にわたり都市公園数7,666箇所、面積約4,424haが整備されています。(図-⑩-2、表-⑩-2) 県下の主な公園は表-⑩-3、表-⑩-4、図-⑩-3、図-⑩-4のとおりです。

令和6年3月31日現在、都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は7.2平方メートルになっています。

図-⑩-2 県内都市公園面積・箇所数の推移



10. 公園緑地の整備と都市の緑化

表一⑩-2 市町村別都市公園整備状況一覧（都市計画区域）

（令和6年3月31日時点）

都決 市町村	都市公園 を有する 市町村	市区町村名	市区町村 総人口 (千人)	都市計画区 域人口 (千人)	都市計画 区域面積 (ha)	1人当り公園 面積 (㎡/人)	都市公園等合計 (都市公園+市民緑地)	
							箇所	面積(ha)
		合計	6,302	6,135	368,522	7.2	7,666	4,424
1	1	千葉市	981	981	27,209	10.2	1185	996
2	2	銚子市	54	54	8,412	4.3	25	23
3	3	市川市	494	494	5,639	3.6	424	180
4	4	船橋市	649	649	8,564	3.4	859	220
5	5	館山市	44	44	11,005	10.3	10	45
6	6	木更津市	136	136	13,935	9.8	194	134
7	7	松戸市	498	498	6,138	3.5	403	173
8	8	野田市	154	154	10,355	12.6	207	194
9	9	茂原市	86	86	9,992	5.9	48	50
10	10	成田市	132	132	21,384	10.2	163	135
11	11	佐倉市	170	170	10,369	9.3	345	159
12	12	東金市	57	57	8,912	5.7	55	33
13	13	旭市	62	37	5,020	10.6	12	39
14	14	習志野市	175	175	2,097	6.7	230	118
15	15	柏市	435	435	11,490	6.0	671	260
16		勝浦市	15	12	4,055	-	0	0
17	16	市原市	268	262	25,623	9.1	381	237
18	17	流山市	211	211	3,527	5.2	387	110
19	18	八千代市	206	206	5,139	5.2	373	107
20	19	我孫子市	131	131	4,315	11.5	223	151
21		鴨川市	31	22	6,456	-	0	0
22	20	鎌ヶ谷市	109	109	2,111	3.4	210	38
23	21	君津市	80	60	5,317	11.8	91	71
24	22	富津市	41	29	4,573	53.1	12	154
25	23	浦安市	171	171	1,698	6.9	158	118
26	24	四街道市	96	96	3,470	7.7	208	74
27	25	袖ヶ浦市	66	66	9,482	12.6	197	83
28	26	八街市	66	66	7,494	0.8	13	6
29	27	印西市	111	111	12,379	16.4	189	182
30	28	白井市	62	62	3,548	10.2	149	63
31	29	富里市	50	50	5,388	3.7	14	19
		南房総市	34	0	0	-	0	0
32	30	匝瑳市	33	22	5,689	7.9	13	17
33	31	香取市	70	70	26,235	8.9	56	62
34	32	山武市	48	48	14,677	15.1	8	73
35	33	いすみ市	35	26	7,734	9.5	24	25
36	34	大網白里市	48	48	5,808	2.5	36	12
37	35	酒々井町	20	20	1,901	10.9	38	22
38	36	栄町	20	20	3,246	10.5	40	21
		神崎町	6	0	0	-	0	0
39	37	多古町	13	13	7,280	1.6	1	2
40		東庄町	12	10	2,142	-	0	0
41	38	九十九里町	15	15	2,444	1.6	1	2
42		芝山町	7	7	4,347	-	0	0
43		横芝光町	22	22	6,692	0.0	0	0
44	39	一宮町	12	12	2,302	3.6	11	4
	40	睦沢町	7	0	0	-	1	4
45	41	長生村	13	13	2,825	8.1	1	11
46		白子町	10	10	2,750	-	0	0
		長柄町	6	0	0	-	0	0
47		長南町	7	6	4,869	-	0	0
		大多喜町	9	0	0	-	0	0
48		御宿町	7	7	2,485	-	0	0
		鋸南町	7	0	0	-	0	0

※都市計画区域を有しているが、都市公園を有していない市町村（9市町村）

勝浦市、鴨川市、横芝光町、御宿町、芝山町、長南町、東庄町、白子町、長生村

資料：公園緑地課調べ

※都市計画区域を有しない市町村（6市町）

南房総市、鋸南町、神崎町、大多喜町、長柄町、睦沢町

※睦沢町（総合運動公園）、長生村（尼ヶ台総合公園）は、カントリーパークとして整備。

※睦沢町はカントリーパーク人口を入力

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

表一〇—3 県内の主な市町村立都市公園（開設面積 15ha 以上）（令和 6 年 3 月 31 日現在）

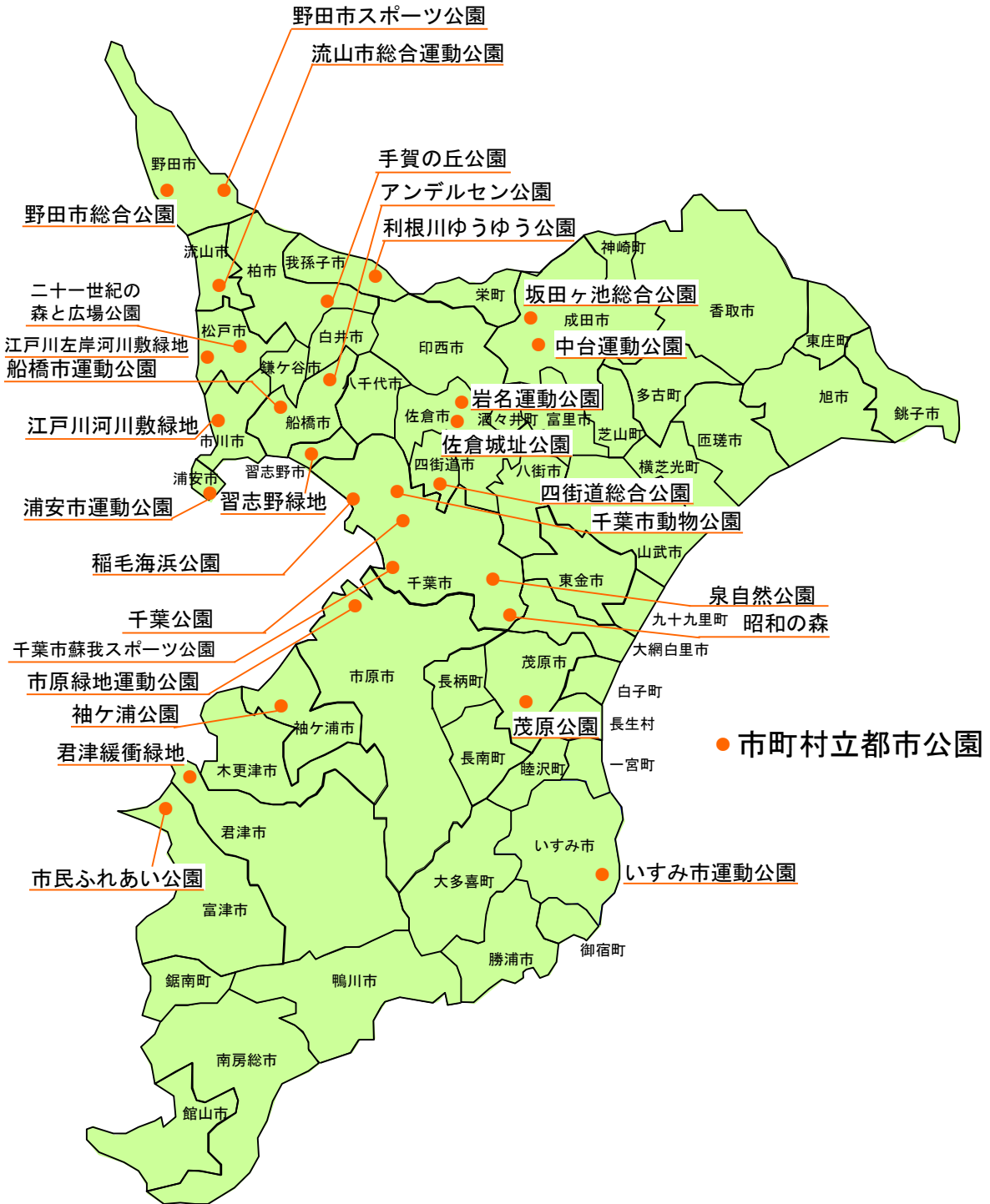
市町村名	公園名	公園種別	都市計画決定		都市公園開設	
			年月日	面積(ha)	年月日	面積(ha)
千葉市	千葉公園	総合	S21.6.27 S61.9.19	21.0	S34.4.1 H1.5.25	16.1
	昭和の森	総合	S45.12.4 H20.6.20	105.8	S50.4.1 H22.10.15	95.8
	稲毛海浜公園	総合	S48.6.5 S63.1.26	60.0	S52.7.1 H2.1.25	83.1
	花島公園	総合	S63.1.26	40.4	H10.4.30 H31.3.29	18.3
	千葉市蘇我スポーツ公園	運動	H14.2.18	46.0	H17.3.31 H22.3.31	37.8
	泉自然公園	風致	-	-	S44.10.1 H24.3.29	44.0
	千葉市動物公園	動植物	S54.8.17 S61.9.19	33.5	S60.4.28 H3.6.3	34.0
市川市	江戸川河川敷緑地	都緑	S43.7.9	113.6	S41.1.1	24.5
船橋市	アンデルセン公園	総合	H5.3.19 H13.10.19	38.6	H8.10.25 H31.4.26	38.4
	船橋市運動公園	運動	S36.12.28 R3.12.28	18.3	S40.12.1 R3.12.28	19.4
松戸市	二十一世紀の森と広場公園	総合	S56.1.20 S57.10.29	50.5	H5.4.29 H17.4.1	50.1
	江戸川左岸河川敷緑地	都緑	S42.12.28	196.0	S43.3.31 H23.3.31	22.0
野田市	野田市総合公園	総合	S28.4.6 S54.3.23	18.7	S30.5.1 H4.3.2	16.0
	野田市スポーツ公園	都緑	S51.3.12 H2.1.26	187.9	S52.8.18 H17.4.23	136.0
茂原市	茂原公園	総合	S30.3.17 H3.2.26	16.1	S31.10.15	16.1
成田市	中台運動公園	運動	S43.12.25 H1.3.14	19.9	S48.3.27	19.9
	坂田ヶ池総合公園	総合	H2.3.16	17.2	H11.4.1 H17.4.1	17.2
佐倉市	岩名運動公園	運動	S47.3.31 H17.3.4	19.6	S55.7.15 S57.5.17	19.6
	佐倉城址公園	歴史	S30.12.26 S58.3.8	28.4	S58.4.7 H11.8.23	23.5
習志野市	習志野緑地	緩緑	S60.2.15 H1.1.13	63.3	S62.4.13 H6.10.20	43.4
柏市	手賀の丘公園	総合	H2.7.20 H22.1.26	25.6	H2.9.20 H20.3.31	25.9
市原市	市原緑地運動公園	緩緑	S41.12.27 H2.12.14	42.8	S44.3.20 H3.7.1	42.7
流山市	流山市総合運動公園	運動	S48.9.18 H13.10.12	17.9	S52.8.1 H15.8.27	15.4
我孫子市	利根川ゆうゆう公園	都緑	S52.10.14 H27.6.23	202.9	S54.8.1 H20.4.1	86.3
君津市	君津緩衝緑地	緩緑	S53.3.17	34.0	S55.10.1 S56.7.1	20.8
富津市	市民ふれあい公園	緩緑	S60.3.5	52.4	S61.10.1	53.1
浦安市	浦安市運動公園	運動	H1.1.13 H9.12.26	17.4	H2.9.1 H10.9.6	18.2
四街道市	四街道総合公園	総合	S53.7.18 H7.3.28	19.3	S61.4.21 H18.4.19	19.3
袖ヶ浦市	袖ヶ浦公園	総合	S47.8.29	25.2	S55.7.1	25.2
いすみ市	いすみ市運動公園	運動	H4.8.28	19.8	H10.6.1 H11.4.1	16.7

注) 都市計画決定年月日欄の上段は当初決定年月日

都市公園開設年月日欄の上段は当初開設年月日

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

図一⑩-3 県内の主な市町村立都市公園の位置（令和6年3月31日現在）



10. 公園緑地の整備と都市の緑化

表一⑩-4 県立都市公園一覧

(令和6年3月31日現在)

公園名	所在都市名	公園種別	計画決定		事業認可			開設		
			面積(ha)	年月日	面積(ha)	年月日	期間	面積(ha)	年月日	開設率(%)
ア. 羽衣公園	千葉市	特殊	1.4 0.6	S21.6.27 S38.12.14	0.6	S38.12.14	S40.11.15 区画整理から 移管を受ける	0.6	S41.2.22 (供用告示)	整備完了
イ. 行田公園	船橋市	総合	11.9	S46.10.5	11.9	S47.11.27 S52.3.25	S47.11.24 S56.3.31	4.7 11.9	S52.10.10 S54.11.30	整備完了
ウ. 印旛沼公園	印西市	総合	4.8 5.3	S50.2.25 S61.12.23	5.3	S50.3.18 S54.1.27	S50.3.18 S56.3.31	5.3	S56.3.31	整備完了
エ. 富津公園	富津市	広域	108.3	S26.10.11	108.3	S26.10.11 H1.7.12	S26.10.11 H4.3.31	89.0 97.3	S41.2.22 S48.10.19	整備完了
オ. 蓮沼海浜公園	山武市	レクリエーション都市	171.8 170.1	S46.12.28 S51.12.21	170.1	S47.1.24 H3.3.8	S47.1.24 H8.3.31	9.6 38.3	S50.7.1 H10.4.10	整備完了
カ. 館山運動公園	館山市	運動	25.4	S53.9.16	25.3	S53.9.27 S63.3.10	S53.9.27 H3.3.31	12.3 25.4	S59.11.1 H3.8.20	整備完了
キ. 幕張海浜公園	千葉市	広域	71.9	S56.11.20	71.9	S56.12.26 S63.3.18	S56.12.26 H8.3.31	5.5 68.4	S62.4.1 H23.3.1	95.1% (Gブロック 一部未整備)
ク. 青葉の森公園	千葉市	広域	53.7	S57.7.23	53.7	S57.10.4 H1.3.8	S57.10.4 H8.3.31	11.5 53.7	S62.4.1 H9.4.1	整備完了
ケ. 柏の葉公園	柏市	広域	45.0	S60.8.16	45.0	S61.2.25 H15.3.24	S61.2.25 H23.3.31	8.2 45.0	H2.7.20 H22.4.26	整備完了
コ. 総合スポーツセンター	千葉市	運動	31.8 44.0	S40.10.23 S48.3.9	—	—	教育委員会に 設置許可	42.7	H3.4.1	整備完了
サ. 北総花の丘公園	印西市	総合	50.0	S61.12.23	50.0	H7.2.7 H14.7.31	H7.2.7 H21.3.31	10.4 36.1	H12.4.28 H21.4.1	整備完了 (調節池は河川 が管理)
シ. 長生の森公園	茂原市	広域	48.2	H5.3.19	48.2	H6.1.27 R5.2.28	H6.1.27 R12.3.31	3.8 12.5	H14.7.1 H31.4.1	25.9%
ス. 八千代広域公園	八千代市	広域	53.4	H7.3.22	53.4	H8.1.12 R6.2.26	H8.2.5 R11.3.31	0.6 11.3	H25.4.5 R2.4.1	21.2%
セ. 手賀沼自然ふれあい緑道	柏市	緑道	32.1	H10.4.28	32.1	H10.12.2	H10.12.2 H17.3.31	6.4 25.1	H15.9.1 H18.4.1	整備完了
ソ. 市野谷の森公園	流山市	都市林	18.5	H12.1.28	18.5	H19.7.30 R4.1.13	H19.7.30 R13.3.31	3.7	R4.3.31	20.0%
全体			738.4					477.3		

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

図一⑩-4 県立都市公園の位置（令和6年3月31日現在）



10. 公園緑地の整備と都市の緑化

2. 県立都市公園

1) 県立都市公園

県において管理・整備を行っている県立都市公園は15公園あり、開設済面積は計477.3ha、整備中3公園の事業面積は計120.1haです。(表-⑩-4)

ア 羽衣公園<特殊公園>

- ・当初開設年月日：昭和41年（1966）2月22日
- ・計画決定面積：0.6ha
- ・開設面積：0.6ha
- ・所在地：千葉市中央区市場町
- ・主な施設：広場、噴水池、モニュメント
- ・特徴：
 - ① 戦災復興事業の一環として、旧県庁舎の跡地に整備
 - ② 県庁、県議会、県警本部、モノレール県庁前駅に囲まれた「公共的な広場」をテーマに休憩、憩いの場として利用されている



県立羽衣公園（箇所図）



県立羽衣公園（案内図）



県立羽衣公園（現況写真）

イ 行田公園<総合公園>

- ・当初開設年月日：昭和52年（1977）10月10日
- ・計画決定面積：11.9ha
- ・開設面積：11.9ha
- ・所在地：船橋市行田
- ・主な施設：イベント広場、芝生広場、ワンパク広場
- ・特徴：
 - ① 旧日本海軍の行田無線塔跡地の一部を活用
 - ② 昭和55年度（1980）東西を結ぶ歩道橋を架橋



県立行田公園（箇所図）



県立行田公園（案内図）



県立行田公園（現況写真）

ウ 印旛沼公園<総合公園>

- ・当初開設年月日：昭和56年（1981）3月31日
- ・計画決定面積：5.3ha
- ・開設面積：5.3ha
- ・所在地：印西市師戸
- ・主な施設：芝生広場、自由広場、展望台
- ・特徴：

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

- ① 印旛沼を見下ろす小高い丘に位置し、周辺は鎌倉時代の当地の豪族師戸（もろと）四朗の居城だったと言われている
- ② 園内には子供の背丈ほどの空堀洞、本丸や二の丸跡、土塁が残る
- ③ 印旛沼を借景とした水と緑の公園



県立印旛沼公園（箇所図）



県立印旛沼公園（案内図）



県立印旛沼公園（現況写真）

エ 富津公園<広域公園>

- ・当初開設年月日：昭和41年（1966）2月22日
- ・計画決定面積：108.3ha
- ・開設面積：97.3ha
- ・所在地：富津市富津
- ・主な施設：ジャンボプール、屋内温水プール、明治百年記念展望塔

・特徴：

- ① 東京湾に突出した富津岬に位置し、先端にある明治百年記念展望塔から、東京湾を挟んで三浦半島や富士山が眺望できる
- ② 江戸時代には、松平定信が江戸防衛のため砲台を築き、明治以降、首都防衛上の要塞地帯として、一般の出入りは禁止されていた。戦後、県が軍用地の払い下げを受け、昭和26年度（1951）に都市計画決定して県内初の広域公園として開設



県立富津公園（箇所図）



県立富津公園（案内図）



県立富津公園（現況写真）

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

オ 蓮沼海浜公園<レクリエーション都市公園>

- ・当初開設年月日：昭和50年（1975）7月1日
- ・計画決定面積：170.1ha
- ・開設面積：38.3ha
- ・所在地：山武市蓮沼
- ・主な施設：ウォーターガーデン、パークゴルフ場、子供の広場
- ・特徴：
 - ① 九十九里浜の中央に位置し、都市圏域のレクリエーション需要に応える
 - ② 流れるプールなど17タイプのプールがあるウォーターガーデン、120名収容の宿泊施設であるガーデンハウスマリーノ等がある
 - ③ 起伏に富んだ36ホールのコースが整備されたパークゴルフ場がある



県立蓮沼海浜公園（箇所図）



県立蓮沼海浜公園（現況写真）



県立蓮沼海浜公園（案内図）

カ 館山運動公園<運動公園>

- ・当初開設年月日：昭和59年（1984）11月1日
- ・計画決定面積：25.4ha
- ・開設面積：25.4ha
- ・所在地：館山市藤原
- ・主な施設：野球場、テニスコート、体育館
- ・特徴：
 - ① スポーツ、レクリエーション需要に対応。緑に囲まれた環境の中でスポーツが楽しめる
 - ② 県南部地域における都市公園の中核を担う



県立館山運動公園（箇所図）



県立館山運動公園（案内図）



県立館山運動公園（現況写真）

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

キ 幕張海浜公園<広域公園>

- ・当初開設年月日：昭和62年（1987）4月1日
- ・計画決定面積：71.9ha
- ・開設面積：68.4ha
- ・所在地：千葉市美浜区ひび野
- ・主な施設：日本庭園「見浜園」、JFA 夢フィールド、Zozo マリンスタジアム
- ・特徴：
 - ① 幕張新都心地区における公園緑地の中核として、国際交流の場としての役割も担う
 - ② Aブロック：文化と緑の調和を図る
 - ③ Bブロック：ほっと心が和む緑を提供する
 - ④ Cブロック：日本の文化を代表する伝統美あふれる日本庭園「見浜園」
 - ⑤ D・Eブロック：アウトドアスポーツ・レクリエーション拠点→「JFA 夢フィールド」
 - ⑥ Fブロック：様々な体験を楽しめる場の提供→「Zozo マリンスタジアム」
 - ⑦ Gブロック：スポーツと緑の融合



県立幕張海浜公園（案内図）



県立幕張海浜公園（箇所図）



【D・Eブロック：JFA 夢フィールド】



【Cブロック：見浜園】



【Fブロック：Zozo マリンスタジアム】

県立幕張海浜公園（現況写真）

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

ク 青葉の森公園<広域公園>

- ・当初開設年月日：昭和62年（1987）4月1日
- ・計画決定面積：53.7ha
- ・開設面積：53.7ha
- ・所在地：千葉市中央区青葉町
- ・主な施設：中央博物館、芸術文化ホール、緑の相談所
- ・特徴：
 - ① 農林水産省畜産試験場が筑波研究学園都市へ移転した跡地を利用
 - ② 千葉市中心部に残された貴重な樹木や自然の地形を生かし、文化の香り高い総合的な公園
 - ③ 広大なオープンスペースは緊急時の広域避難場所として開放



県立青葉の森公園（箇所図）



県立青葉の森公園（案内図）



県立青葉の森公園（現況写真）

ケ 柏の葉公園<広域公園>

- ・当初開設年月日：平成2年（1990）7月20日
- ・計画決定面積：45.0ha
- ・開設面積：45.0ha
- ・所在地：柏市柏の葉
- ・主な施設：体育館、総合競技場、野球場
- ・特徴：
 - ① 東葛飾地域のほぼ中央に位置し、「健康・文化・みどり」をテーマとした公園で、旧米軍柏通信所跡地約190haのうち45haを利用
 - ② 平成28年（2016）6月12日に皇太子同妃両殿下の御臨席のもと、第27回全国「みどりの愛護」のつどいが開催された



県立柏の葉公園（箇所図）



県立柏の葉公園（案内図）



県立柏の葉公園（現況写真）

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

コ 千葉県総合スポーツセンター<運動公園>

- ・当初開設年月日：平成3年（1991）4月1日
- ・計画決定面積：44.0ha
- ・開設面積：42.7ha
- ・所在地：千葉市稲毛区天台町
- ・主な施設：スポーツ科学センター、陸上競技場、野球場
- ・特徴：県民の体力向上とスポーツ振興を目的として整備された公園で、県の体育施設の中心的役割を果たしている



千葉県総合スポーツセンター（箇所図）



千葉県総合スポーツセンター（案内図）



千葉県総合スポーツセンター（現況写真）

サ 北総花の丘公園<総合公園>

- ・当初開設年月日：平成12年（2000）4月28日
- ・計画決定面積：50.0ha
- ・開設面積：36.1ha
- ・所在地：印西市原山
- ・主な施設：花と緑の文化館、講習室、多目的室
- ・特徴：
 - ① 文化とコミュニティをテーマとし、自然の地形を活かすとともに、樹林地を極力残した北総地域の中核的な公園
 - ② 平成6年度（1994）から旧住宅・都市整公団（現独立行政法人都市再生機構）が整備を進め、完成に伴い県が引き継いだ



県立北総花の丘公園（箇所図）



県立北総花の丘公園（案内図）



県立北総花の丘公園（現況写真）

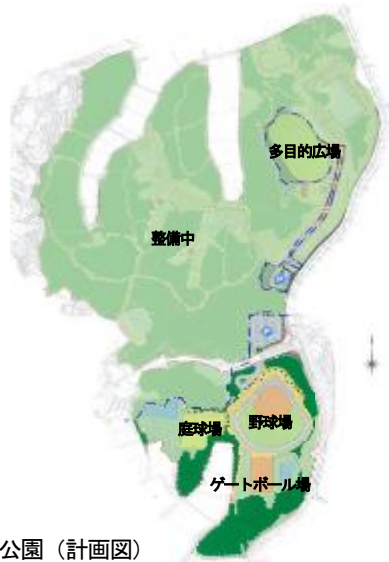
10. 公園緑地の整備と都市の緑化

シ 長生の森公園<広域公園> (整備中)

- ・当初開設年月日：平成14年(2002)7月1日
- ・計画決定面積：48.2ha
- ・開設面積：12.5ha
- ・所在地：茂原市押日
- ・主な施設：野球場、テニスコート、ゲートボール場
- ・特徴：
 - ① 長生・夷隅地域を圏域とした公園
 - ② 房総リゾート地域整備構想の「茂原・長柄森林健康リゾート地区」内の中核施設として「人間・スポーツ・環境」がテーマ



県立長生の森公園 (箇所図)



県立長生の森公園 (計画図)



県立長生の森公園 (現況写真)

ス 八千代広域公園<広域公園> (整備中)

- ・当初開設年月日：平成25年(2013)4月5日
- ・都市計画決定：53.4ha
- ・開設面積：11.3ha
- ・所在地：八千代市
- ・主な施設：遊歩道、広場、駐車場
- ・特徴：
 - ① 印旛放水路(新川)周辺地域の豊かな緑と水辺に恵まれた田園的な環境を保全
 - ② 県民に水辺のレクリエーションの場を提供するものとして「水辺とスポーツ・情報文化とのふれあい」がテーマ



県立八千代広域公園 (箇所図)



県立八千代広域公園 (計画図)



県立八千代広域公園 (現況写真)

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

セ 手賀沼自然ふれあい緑道<緑道>

- ・当初開設年月日：平成15年（2003）9月1日
- ・計画決定面積：32.1ha
- ・開設面積：25.1ha
- ・所在地：柏市北柏橋から柏市手賀曙橋
- ・主な施設：遊歩道、休息施設、見晴らしデッキ
- ・特徴：
 - ① 「ヨシ原を風と巡る散歩道」がテーマ
 - ② 国土交通省が整備した北千葉導水路事業用地及び手賀沼の湖岸堤の一部を利用
 - ③ 手賀沼の貴重な緑と水辺空間などの豊かな自然とふれあいながら散歩やジョギングなどが楽しめる遊歩道



県立手賀沼自然ふれあい緑道（簡所図）



県立手賀沼自然ふれあい緑道（現況写真）

県立手賀沼自然ふれあい緑道（案内図）



ソ 市野谷の森公園<都市林>（整備中）

- ・当初開設年月日：令和4年（2022）3月31日
- ・都市計画決定：18.5ha
- ・開設面積：3.7ha
- ・所在地：流山市市野谷・三輪野山
- ・主な施設：修景池、多目的広場、駐車場
- ・特徴：「いきものたちと時間をすごすまちの森」をテーマに動植物の生息地やその樹林等を保護することを目的とした公園



県立市野谷の森公園（簡所図）



県立市野谷の森公園（全体平面図）



県立市野谷の森公園（現況写真）

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

(2) 公園管理者以外の者の公園施設の設置

都市公園法第5条の規定により、千葉県が設置許可を与えている主な公園施設及び設置者は、以下のとおりです。

表-⑩-5 主な設置管理施設一覧

公園名	公園施設	団体
蓮沼海浜公園	蓮沼ガーデンハウスマリーノ	千葉県レクリエーション都市開発株式会社
幕張海浜公園	ZOZO マリンスタジアム	千葉市
	JFA 夢フィールド	公益財団法人日本サッカー協会
青葉の森公園	中央博物館	千葉県(文化振興課)
	芸術文化ホール	千葉県(文化振興課)
千葉県スポーツセンター	野球場・陸上競技場、体育館等	千葉県(競技スポーツ振興課)
八千代広域公園	総合グラウンド・中央図書館	八千代市

(3) 都市公園施設の長寿命化計画

県立都市公園(県土整備部所管)は、昭和41年(1966)に開設した富津公園をはじめ、多くの施設が昭和時代に整備されたものであり、老朽化が進行し、今後必要となる施設の更新・修繕費用の増大が懸念されています。

このため、公園施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減及び維持管理費の平準化を実現することを目的として、平成24年度(2012)に長寿命化計画を策定しました。

現在は、老朽化の度合いや施設の利用頻度など踏まえ、目視による点検や打音検査などの調査を行いながら、5年毎に計画の見直しを行っています。

引き続き、長寿命化計画に基づく、施設の適切な維持管理・更新を行うことにより、県民の皆様が安全に安心して利用できる公園を提供してまいります。

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

3. 官民連携 (PPP/PFI)

(1) 県立都市公園が抱える課題

県立都市公園は、多くの施設が昭和時代に整備されたものであり、施設の老朽化や県民ニーズの多様化などへの対応が求められています。更に、施設の更新や改修に当たり財政的な制約があるなど、多くの課題も抱えています。

今後は、各公園の現状や求められる役割、利用者ニーズ等を整理し、効果的・効率的に、これらの課題に対応していくことが求められる中、①長寿命化計画に基づいた公園施設の効果的・効率的な維持管理、②県立都市公園での積極的な官民連携の活用を行っていきます。

(2) 官民連携 (PPP/PFI)

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連

携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度、包括民間委託、PFI (Public Finance Initiative)、公募設置管理制度 (Park-PFI) など、様々な方式があります。

PFI とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) に基づき、従来公共が行ってきた公共施設等の整備等 (設計から建設、維持管理、運営) について、民間が行うことが適切なものについては、出来る限り民間に委ねるといった基本理念の下、公共施設等の整備等の全部又は一部を、民間の資金、経営上のノウハウ及び技術的能力を活用して一体的に行う手法です。(図-⑩-5 参照)

官民連携(PPP/PFI)とは

良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化など、様々な効果が期待でき、地域経済の持続的な発展に向けて、各地で導入検討が進められています。



PFI (Private Finance Initiative)
PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

PPP (Public Private Partnership)
公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。

※出典：「官民連携の1st ステップ」(国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課)

図-⑩-5 PPP/PFI の概念図

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

(3) 指定管理者制度

平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、指定管理者制度が創設され、公共団体や地方公共団体の出資法人等に限られていた公の施設の管理を、民間の団体でも行うことが出来るようになりました。指定管理者制度の目的は、公の施設の管理運営に民間の能力を活用して、県民サービスの向上と行政コストの縮減等を図ることです。(表⑩-6参照)

千葉県では、平成16年3月に、「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」を制定し、同年11月に「指定管理者制度導入に係るガイドライン」を作成しました。

これを受け、平成18年4月から県立都市公園11公園(スポーツセンターは教育庁管理の為、除外)で指定管理者制度を導入しました。

幕張海浜公園(A~Cブロック)については、平成31年度から千葉市が管理することとなり、指定管理制度の対象が外れましたが、令和2年度より八千代広域公園において、新たに指定管理者制度を導入したため、現在同制度を導入している県立都市公園の合計は11公園となっています。

各指定管理者が、公園の特徴を活かした自主事業の実施や開園時間の拡大など、利用者ニーズを捉えた運営を実施していることにより、有料施設の利用者数は、コロナ禍の期間を除いて、年々増加しています。令和4年度の有料施設の利用者数は、制度導入前の平成17年度に比べて約5パーセントの増加となっています。

また、行政コストの縮減については、平成17年度に比較して、令和4年度は、年間約1億6千万円の経費縮減が図られています。

これらのことから、制度の導入によって効率的な管理運営と公園の利用増進が図られたものと評価しているところです。

表⑩-6 制度の比較

区分	管理委託制度 <改正前>	指定管理者制度 <改正後>
受託主体	・公共団体(市町村等) ・公共的団体(農協等) ・地方公共団体の出資法人のうち一定要件(1/2出資等)を満たすもの	法人その他の団体
受託主体の定め方	相手方を条例で規定	議会の議決を経て指定
法的性格	私法上の契約関係	「指定」(行政処分的一种)による管理権限の委任
施設の管理権限	設置者たる地方公共団体	指定管理者
事業者への監督責任	設置者たる地方公共団体(設置管理条例所管課)	
受託主体による使用許可	不可	可

※出典：「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン(改定版)」(千葉県 総務部 資産経営課)

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

(4) 公募設置管理制度 (Park-PFI)

ア 公園施設の新たな整備・管理手法

平成 29 年 6 月の都市公園法改正により創設された公募設置管理制度 (Park-PFI) は、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法です。(図-⑩-6 参照)

この制度は、公園利用者の利便の向上に資する公園施設であって収益施設である施設(公募対象公園施設)の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用する公園施設(特定公園施設)について、一体的に整備・改修を行う民間事業者を、公募により選定することができるようになりました。

ウ 公募設置管理制度の特例措置

① 設置管理許可期間の特例

公募設置等計画の認定の有効期間は 20 年。その期間に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えなければならない。

② 建蔽率の特例

公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に 10% の建蔽率上乘せ。

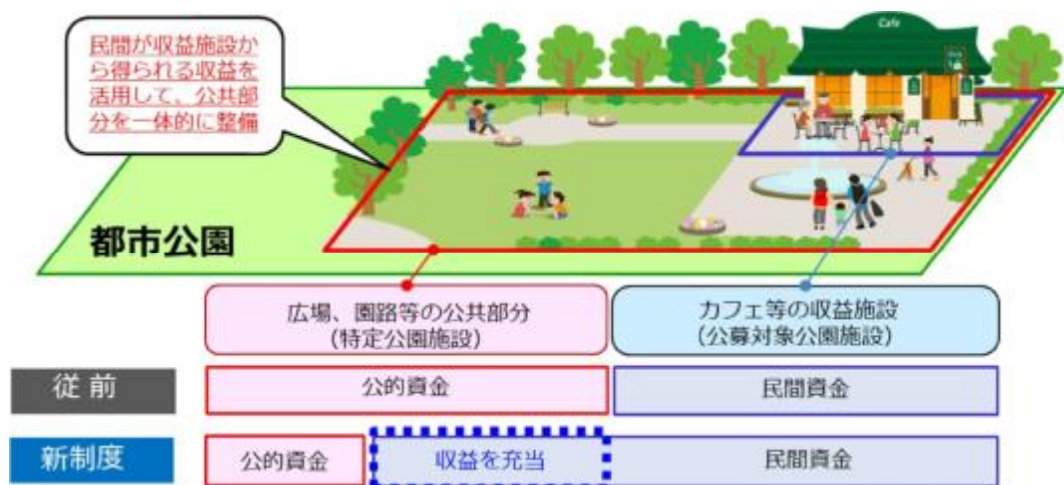
③ 占用物件の特例

認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」(占用物件)として設置可能。

イ 3つの特徴

次の3点を特徴としています。

- ① 民間事業者が設置管理する公園施設の収益を当該公園の整備に還元するものであること。
- ② 公園施設の設置管理を行う民間事業者を公募により選定すること。
- ③ 民間事業者を誘導するインセンティブとして、公園施設の設置管理許可期間や建蔽率等に関する特例措置が適用されること。



※出典：「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」(国土交通省 都市局 公園緑地・景観課)

図-⑩-6：公募設置管理制度の整備イメージ

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

エ 公募設置管理制度のメリット

認定公募設置等計画に基づく場合に限り、公園利用者、地域、民間事業者、公園管理者に対して、次のようなメリットが考えられます。

<公園利用者のメリット>

- ① 飲食・物販をはじめとする便益施設の充実など、公園利用者向けのサービスが充実。
- ② 公園利用者の多様化するニーズに対し、迅速できめ細かな対応が図られることが期待。
- ③ 老朽化し、質が低下した公園施設の更新が進み、公園の利便性、快適性、安全性が向上。

<地域のメリット>

新たな公園施設が設けられることによって集客性が高まり、まちの活力やにぎわいが創出されるなどの相乗効果が期待

<民間事業者のメリット>

- ① 従前の設置管理許可に比べ、規模の大きい施設の設置が可能で、長期にわたる設置管理も可能となることから、長期的視野での投資、経営が可能。
- ② 緑豊かな空間を活用して、民間事業者自らが設置する収益施設のコンセプトに即した広場等の周辺施設を一体的にデザイン、整備できることから、収益の向上にもつながる質の高い空間の創出が可能。

<公園管理者のメリット>

- ① 民間資金による公園施設の整備・管理が図られ、それらにかかる財政負担が軽減。
- ② 民間事業者の資産運用の視点や創意工夫も採り入れた整備・管理により、ストックの有効活用や公園の魅力が向上。

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

< Park-PFI活用の事例 >

【資料1】

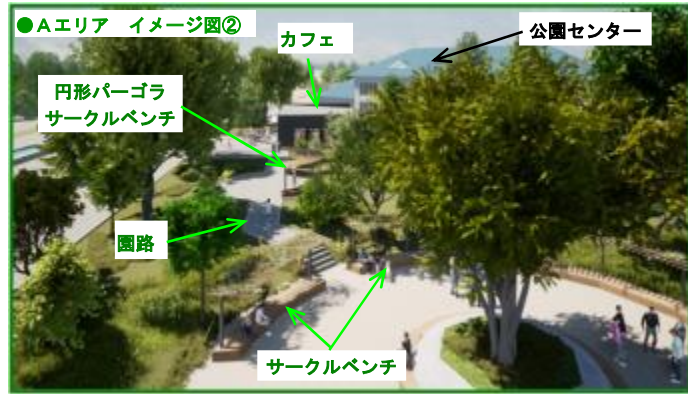
県立柏の葉公園

公園管理者	千葉県	公園種別	広域公園
公園所在地	柏市柏の葉	開設面積	45.0ha
主な公園施設	公園センター、体育館、レストハウス、日本庭園、茶室、野球場、総合競技場、庭球場、駐車場、桜の広場		
事業名称	千葉県立柏の葉公園整備・管理運営事業者募集事業		
事業の背景と目的	県立柏の葉公園は、県民のうらおいと安らぎの場として開設した、広さ45haの広域公園であり、年間来場者数が約150万人と、子供からお年寄りまで幅広い世代の憩いの場となっていますが、飲食・売店・休憩施設等が不足しており、これらの施設を民間活力により導入することで、都市公園の魅力や公園利用者の利便性の向上を図ることを目的とします。		
公募の概要	<p>箇所A：対象区域面積＝約3,000㎡</p> <p><公募対象公園施設>緑と調和した便益施設（飲食店）等</p> <p><特定公園施設>公園利用者が無料で利用でき、交流、憩い、休息等の場となる施設</p> <p>箇所B：対象区域面積＝約5,330㎡</p> <p><公募対象公園施設>修景、親水を活かした便益施設（飲食店）等</p> <p><特定公園施設>公園利用者が無料で利用でき、交流、憩い、休息等の場となる施設</p>		
公園位置図			
公募開始	令和4年4月	事業者選定	令和4年12月
開業年月	令和6年夏期予定	認定計画有効期間	20年間
適用制度等	Park-PFI		
事業者	<p>大和リースグループ</p> <p><代表企業>大和リース株式会社 千葉支店</p> <p><構成企業>株式会社塚原緑地研究所</p>		

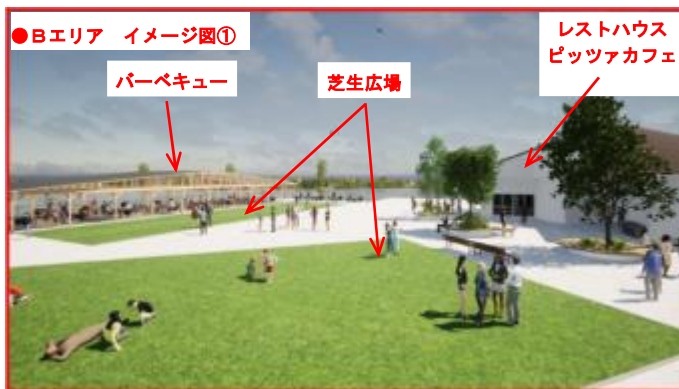
10. 公園緑地の整備と都市の緑化

<p>事業者が提案した事業概要</p>	<p>箇所A：＜公募対象公園施設＞緑と調和した飲食施設（カフェ） ＜特定公園施設＞ 園路、休憩施設等</p> <p>箇所B：＜公募対象公園施設＞修景・親水を活かした飲食施設 （カフェ、バーベキュー）</p> <p>＜特定公園施設＞ 芝生広場等</p>
----------------------------	---

箇所A施設整備イメージ



箇所B施設整備イメージ



10. 公園緑地の整備と都市の緑化

4. 都市緑化

都市における緑とオープンスペースは、身近なうるおいとやすらぎの場としてだけではなく、レクリエーションや防災、環境改善の機能など、多面的で重要な役割を担っています。そのため、都市においては、現存する樹林地等の緑地を努めて保全するとともに、都市の基盤施設である都市公園の整備促進を図り、都市の緑の保全と緑化の推進を積極的に行っていくことが求められています。

(1) 都市緑地法

都市における緑地の急激な減少傾向が、東京、大阪等の大都市地域から全国的に波及してきたことから、都市における緑地の保全の必要性が高まり、昭和48年(1973)に、都市緑地保全法が制定され、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」の策定や法に基づく制度の活用が進められてきました。

その後、平成16年(2004)に都市緑地法に改称され、最新の法改正としては、平成29年(2017)に緑地の定義に農地の位置付けがされ、令和3年(2021)に、特別緑地保全地区を定めることができる土地の区域に雨水貯留浸透地帯が追加されました。

(2) 緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき、各市町村が、緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等をまとめたものが、市町村の作成する「緑の基本計画」です。

「緑の基本計画」は、平成6年(1994)の都市緑地保全法(現都市緑地法)の改正に伴い、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画の内容を併せ持つものとして創設されたもので、市町村が独自性、創意工夫を發揮しながら、住民の意見を反映させ作成するものです。

また、緑の基本計画の記載事項については、平成16年(2004)の改正においては「都市公園の整備の方針に関する事項」が、平成29年(2017)の改正においては「都市公園の管理の方針に関する事項」と「生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項」が追加されました。

る事項」と「生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項」が追加されました。

緑の基本計画の策定状況は、令和6年3月31日現在、都市計画区域の対象48市町村のうち、30市町村が策定済みです。未策定市町村には早急な計画策定が、また策定済み市町でも市町村合併による見直しや、法改正を受けた記載事項の追加に係る見直しが求められます。

(3) 緑化の推進

急激な都市化に伴い緑が減少した都市地域においては、緑がもつ「うるおい」や「やすらぎ」といった効果による質的充実が特に強く求められる方向となっています。

都市地域における緑化の推進には、公園や緑地などの公共施設の緑を整備する手法の他、民有地や民間建築物などの緑化を進める方法もあり、「都市緑地法」に基づく制度の活用の実施主体である市町村と連携しながら、各種施策の展開を図っています。また、みどりの月間や都市緑化月間等の機会をとらえ、都市緑化に係る普及啓発を行っています。

都市における緑を創出していくためには、民間建築物の屋上や壁面などの空間も含めて緑化を推進していくことが望まれます。

県では、広く県民に緑について関心を持っていただき、都市の緑の重要性についてより一層理解を深めていただくことを目指して、市町村と連携しながら緑化に関する普及啓発活動を実施しています。

具体的には、県庁舎に「緑のカーテン」を設置したり、県立都市公園におけるイベントに参加



緑のカーテン(県庁舎)

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

して、県民から応募いただいた「緑のカーテン」写真パネルの展示や種苗の配布等を行っています。

また、家庭でもできる緑化として「苔テラリウム体験イベントを」を開催し、身近に緑を親しんでもらうとともに、その様子を、エコメッセにオンライン出展し、都市緑化の更なる普及啓発に努めています。

(4) 市民緑地

市民緑地制度は、都市緑地法第55条に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。

令和6年3月31日現在の設置状況は、表一⑩-8のとおりです。

そして、平成29年(2017)の都市緑地法改正で新設された制度で、自治会等の住民団体、NPO法人、企業等の民間主体が、自己の所有する土地や借り受けた空き地等を公園的な空間として整備・管理する取組を促進するため、土地所有者の協力の下、民間主体が設置管理し、住民に公開す

表一⑩-8 市民緑地の契約締結状況

(令和6年3月31日現在)

市名	名称	契約面積 (㎡)	設置主体	管理主体
千葉市	小倉自然の森	9,534	市	市民団体
千葉市	さくらぎの森	4,040	市	市民団体
千葉市	貝塚憩の森	10,266	市	市民団体
千葉市	櫻の森	1,317	市	市民団体
千葉市	矢作台自然緑地	8,275	市	市民団体
千葉市	若松みんなの森	933	市	市民団体
千葉市	源四季の森	40,030	市	市民団体
千葉市	若葉の森	3,740	市	市民団体
千葉市	大宮北の森	6,680	市	市民団体
千葉市	作新さざなみの森	11,907	市	市民団体
千葉市	大宮の森	28,151	市	市民団体
千葉市	縄文小倉の森	12,089	市	市民団体
千葉市	仁戸名南市民緑地	19,244	市	市民団体
千葉市	若台憩の森	4,534	市	市民団体
千葉市	川戸親栄の森	11,407	市	市民団体
千葉市	園生の森	7,118	市	市民団体
千葉市	川戸の森	1,256	市	市民団体
佐倉市	鎗木小路市民緑地(愛称:侍の杜)	2,489	市	市
佐倉市	時崎城跡市民緑地	10,672	市	市
佐倉市	上志津大堀市民緑地	2,648	市	市
柏市	篠籠田市民緑地	24,199	市	市
柏市	酒井根下田の森市民緑地	4,304	市	市
柏市	若草子供の遊び場	416	市	市
柏市	新栄町第二子供の遊び場	2,446	市	市
柏市	旭町八丁目子供の遊び場	1,833	市	市
3市	23地区	229,527		



酒井根下田の杜市民緑地(柏市)

る緑地等を市町村長が認定する制度が、市民緑地設置管理計画の認定制度です。

(5) 緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって生垣の設置など、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度が緑地協定です。

この協定には以下の2つの種類があります。1つ目は都市緑地法第45条に基づくもので、「全員協定」と呼ばれます。既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるものです。

2つ目は都市緑地法第54条に基づくもので、「一人協定」と呼ばれます。開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮します。



佐倉染井野緑地協定(佐倉市)

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

令和6年3月31日現在の締結状況は、表⑩-9のとおりです。

表⑩-9 緑地協定締結状況

(令和6年3月31日現在)

市名	45条協定		54条協定		合計	
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
千葉市	74	364.37	95	230.57	169	594.94
市川市	0	0.00	9	5.47	9	5.47
佐倉市	17	56.00	0	0.00	17	56.00
東金市	4	33.31	0	0.00	4	33.31
柏市	1	33.73	5	4.75	6	38.48
市原市	0	0.00	1	1.85	1	1.85
流山市	5	2.35	9	7.35	14	9.70
八千代市	0	0.00	41	41.93	41	41.93
我孫子市	1	27.02	5	13.59	7	42.54
浦安市	0	0.00	1	3.81	1	3.81
四街道市	6	24.55	0	0.00	6	24.32
印西市	0	0.00	1	1.47	1	1.47
計	108	541.33	167	310.79	275	852.12

出展：公園緑地課調べ

(6) 緑地の保全

ア 特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に基づき、都市計画区域内において建築行為など一定の行為の制限などにより緑地を現状凍結的に保全する制度です。保全する緑地には、①無秩序な市街化や公害・災害の防止のために必要な緑地（令和3年の法改正で雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域）が追加）、②社寺・遺跡等と一体となり伝統的・文化的意義を有する緑地、③風致景観や動植物の育成と、地域住民の良好な生活環境の確保に必要な緑地、などがあります。（表⑩-10）



篠籠田特別緑地保全地区（柏市）

地区内での行為については、都市緑地法によって厳しく規制されていますが、この代償措置として損失の補償や固定資産税についての減額措置の他、土地の買取りを自治体等（市の区域にあっては市長）に申し出ることができることになっています。

なお、土地の所有者と地方公共団体等は管理協定を結ぶことにより、地方公共団体等が土地所有者に代わって緑地の管理を行うことができ、土地所有者の管理負担を軽減することができます。

表⑩-10 特別緑地保全地区の指定状況

(令和6年3月31日現在)

地区名 及び地区数	都市名及び 都市数	当初 ・変更	計画決定年	面積 (ha)	市街化 区域等
登戸緑町	千葉市	当初	H13.14	1.1	市
都町西の下	千葉市	当初	H4.15	0.7	市
宮崎台	千葉市	当初	H8.31	1.8	市
川戸	千葉市	当初	H10.18	4.1	市
花島観音	千葉市	当初	H10.18	0.4	調
作草部	千葉市	当初	H18.31	0.9	市
柏井	千葉市	当初	H18.31	6.2	調
坂月	千葉市	当初	H19.30	4.6	調
長作	千葉市	当初	H20.95	4.6	調
縄文の森	千葉市	当初	H22.26	22.0	市・調
源	千葉市	当初	H22.26	4.9	調
仁戸名	千葉市	当初	H24.17	8.2	市・調
貝塚	千葉市	当初	H25.31	1.6	調
宮久保	市川市	当初	S56.320	0.6	市
平田	市川市	当初	S56.320	0.7	市
子の神	市川市	当初	S56.320	0.7	市
栗山	松戸市	当初	H20.321	2.0	市
矢切	松戸市	当初	H23.315	1.9	市
		変更	H26.225		市
		変更	H28.927		市
幸谷	松戸市	当初	H25.315	1.7	市
		変更	R1.830		市
鐺木	佐倉市	当初	S59.821	1.9	市
南柏	柏市	当初	H1.314	0.5	市
酒井根	柏市	当初	H20.1128	2.6	市
		変更	H27.320		市
		変更	R3.319		市
箕輪	柏市	当初	H23.121	0.4	調
高柳	柏市	当初	H29.324	0.8	市
松ヶ崎城跡	柏市	当初	H30.324	0.4	市
松ヶ崎	柏市	当初	H30.731	0.6	市
篠籠田	柏市	当初	H30.731	2.2	市
松ヶ崎第2	柏市	当初	H30.731	0.2	市
松ヶ丘	流山市	当初	H1.314	0.3	市
船戸	我孫子市	当初	S57.86	2.0	市
30地区	7市			80.6	

出展：公園緑地課調べ

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

イ 首都圏近郊緑地特別保全地区

昭和41年(1966)に制定された首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然環境を有する緑地で、その周辺住民の健全な生活環境を確保し、また当該地域における公害、若しくは災害の防止及び無秩序な市街化の防止に効果のある緑地を、法第2条に基づき「近郊緑地保全区域」として内閣総理大臣が指定しています。また、近郊緑地保全区域内でこれらの効果が特に著しい地域等については、法第5条に基づき都道府県知事が「近郊緑地特別保全地区」として都市計画に位置付けています。

なお、「近郊緑地特別保全地区」は近郊緑地保全区域内における「特別緑地保全地区」であるとされており、「近郊緑地保全区域」内における建築行為や樹木の伐採等については届出制であるのに対し、「近郊緑地特別保全地区」では、都市緑地法の適用を受けて行為制限が厳しく、許可が必要となっています。このため、「特別緑地保全地区」同様、その代償措置として、地権者から土地の買取申出があった場合には、自治体等(市の区域にあつては市長)が買取りしなければならないこととされています。

現在、本県においては保全区域として2,314haが指定されており、その内、特別保全地区として144.3haを都市計画決定しています。(表⑩-11)



行徳近郊緑地特別保全地区(市川市)



東千葉近郊緑地特別保全地区(千葉市)

表⑩-11 首都圏近郊緑地保全区域一覧表

(令和6年3月31日現在)

近郊緑地保全区域					近郊緑地特別保全地区			
区域名	都道府県 政令市	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	地区名	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)
東千葉	千葉市	千葉市	S42.2.16	734.0	東千葉	千葉市	S42.3.25	61.3
行徳	千葉県	市川市	S45.5.25	83.0	行徳	市川市	S45.8.28	83.0
君津	千葉県	君津市	S48.6.20	635.0				
利根川・菅生沼	千葉県	野田市	S52.9.21	862.0				
合計				2,314.0	合計			144.3

出展：公園緑地課調べ

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

5. 生産緑地・風致地区

1) 生産緑地法

昭和49(1974)年に旧生産緑地法が制定され、市街化区域内における農地が無秩序に市街化されることに歯止めをかけ、計画的に保全することによって良好な都市環境の形成に資することを目的に、生産緑地地区が定められました。

平成3(1991)年に大幅に改正され、市街化区域内農地については、宅地化するものと保全するものとの区分を行い、保全する農地等については、計画的・永続的な保全が図られることとなりました。

その後、平成29(2017)年の改正により、都市計画決定後30年を経過した生産緑地に係る「特定生産緑地制度」が創設された他、農地を都市に「あるべきもの」である身近な緑地として位置づけ、保全していくべきことが定められました。

2) 生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等で、都市計画に定めることができる地区であり、指定要件は次のとおりです。

- ・500㎡以上の一団の農地(条例を定めれば300㎡まで引き下げ可能)
- ・農業の継続が可能な条件を備えている
- ・公共施設等の敷地として適する

継続的な営農が義務付けられ、建築物等の新築等の行為は制限されますが、固定資産税や都市計画税が宅地並の評価から農地並となり、また、相続税の納税猶予制度が適用可能となるなど、税制面は優遇されます。そして、30年を経過する日以降、市町村長に買取りの申し出が可能となります。

本県では、平成3年度の法改正により平成4年11月24日に生産緑地地区が19市で4,102地区1143.12ha(旧法を含む)が一斉に指定され、令和5年12月31日現在、22市で3,563地区、951.41ha(旧法を含む)が指定されています(表⑩-12)。その面積の推移は図⑩-6のとおりで、平成17年度(2015)の1323.52haを最大に、減少し続けており、その減少の抑制が課題となっています。

令和4年(2022)に指定から30年を経過した生産緑地751haのうち、約86%の645haが特定生産

緑地に移行しました。

特定生産緑地に指定した場合、買取りの申出できる時期が「30年経過後」から10年延長され(繰り返し10年延長可能)、税制措置が継続されますが、指定しない場合、いつでも買取りの申出が可能となるが、税制措置は受けられなくなります。今後とも、「特定生産緑地制度」を積極的に活用し、生産緑地の保全を図っていくことが今後の持続可能な都市経営や都市住民の豊かで潤いのある生活環境の保全・創出につながります。

表⑩-12 生産緑地地区の指定状況

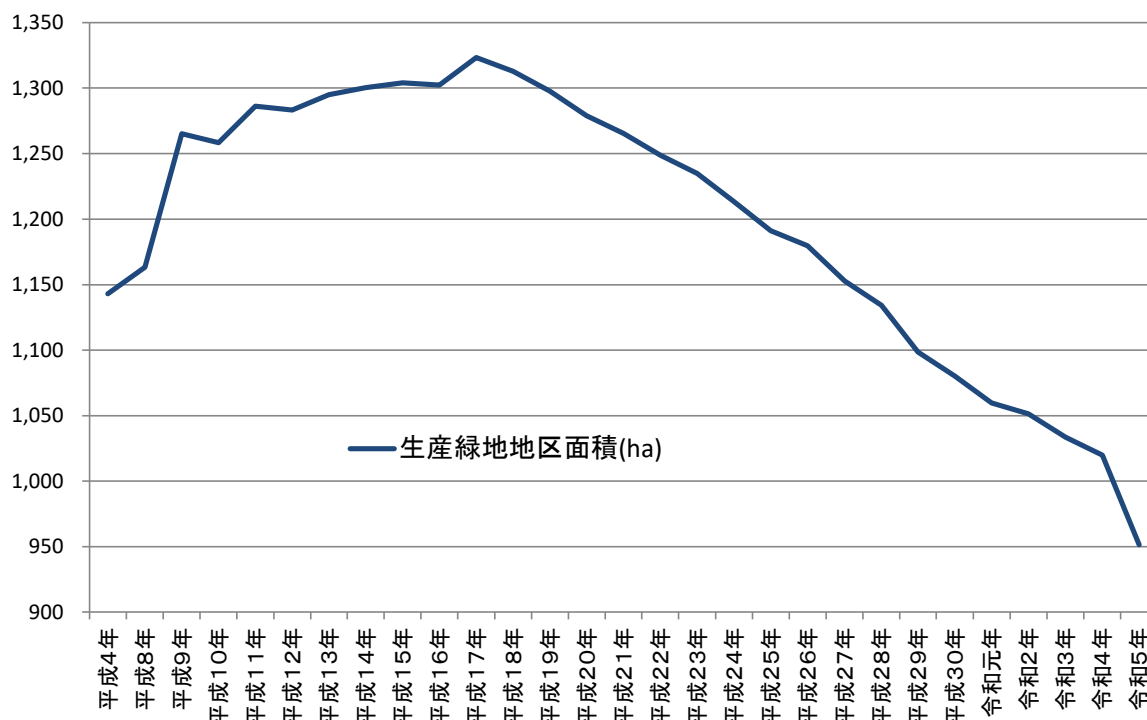
(令和5年12月31日現在)

市名	現在決定(旧法地区含む)	
	地区数	面積(ha)
千葉市	369	77.86
市川市	295	83.53
船橋市	466	162.38
木更津市	78	10.25
松戸市	466	109.31
野田市	152	25.37
成田市	77	25.37
佐倉市	14	3.46
習志野市	82	13.91
柏市	543	152.58
市原市	98	14.10
流山市	229	62.06
八千代市	158	39.99
我孫子市	119	27.92
鎌ヶ谷市	132	54.62
君津市	13	2.72
富津市	52	12.31
四街道市	70	17.59
袖ヶ浦市	55	7.30
印西市	17	2.50
白井市	40	35.37
富里市	38	10.91
合計 22市	3,563	951.41

出展：公園緑地課調べ

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

図一⑩-6 生産緑地地区面積の推移



(3) 風致地区

風致地区は、都市内の樹林地、水田地等の良好な自然的環境を形成している土地（水面も含む）の景観を維持することにより、都市住民の良好な生活環境を確保すること及び風致の維持を目的に都市計画に定めることができる地区です。

現在4市（市川、船橋、香取、銚子）で2,303haを決定しています。

風致地区内では、各市で定める風致地区条例により建築物の建築や宅地の造成などの行為に、許可の基準が定められ、風致が維持されるよう規制されています。（表一⑩-13）

表一⑩-13 風致地区の指定状況

（令和6年3月31日現在）

市名及び 都市数	地区名及び 地区数	計画年月日		指定面積 (ha)
		当初	最終	
銚子市	御前鬼山	S11.12	S49.1	10.8
	川口	S11.12	S49.1	13.2
	海鹿島	S11.12		42.0
	犬吠埼	S11.12	S49.1	204.3
	七ツ池	S11.12	S49.1	154.1
	小計			424.4
市川市	国府台	S13.10	S48.12	596.0
	八幡	S13.10	S48.12	54.0
	法華経寺	S13.10	S48.12	60.0
	大町	S48.12		52.0
	梨風苑	S48.12		7.0
	小計			769.0
船橋市	葛飾	S13.10	S48.2	95.0
	中山競馬場	S13.10	S44.4	89.1
	法典	S13.10	S60.11	107.2
	滝不動	S13.10	S48.2	217.0
	小計			508.3
香取市	佐原	S17.4		244.0
	香取神宮	S17.4		357.0
	小計			601.0
4市	16地区			2,302.7

出展：公園緑地課調べ

10. 公園緑地の整備と都市の緑化

6. グリーンインフラ推進のための支援

(1) グリーンインフラ

グリーンインフラは、米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本としています。

国土交通省では、グリーンインフラの当面の考え方を次のとおり、とりまとめています。

・「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

・自然環境への配慮を行いつつ、自然環境に巧みに関与、デザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした社会資本整備や土地利用は、概ね、グリーンインフラの趣旨に合致

このグリーンインフラに取り組む地方公共団体や民間事業者を後押しするため、様々な支援制度が創設されています。

(2) グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

公園緑地分野における、支援制度がグリーンインフラ活用型都市構築支援事業であり、官民連携・

◆事業実施イメージ

複数の地域課題（例）
 課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】
 課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】
 課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【魅力的な街地における事業イメージ】
 ✓賑わいやすく、多様な人材呼び込む空間を創出

【別居エリアのイメージ】

公園緑地の緑化
 緑化施設（北沢川の整備）
 公共公益施設（駅前空間）の緑化

雨水を貯留しやすい土壌を使用したレインガーデンの整備

雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備

緑地が持つ多様な機能を発揮
 ● 自然環境の持つ多様な機能を発揮
 ● 自然環境の持つ多様な機能を発揮
 ● 自然環境の持つ多様な機能を発揮

緑地が持つ多様な機能を発揮
 ● 自然環境の持つ多様な機能を発揮
 ● 自然環境の持つ多様な機能を発揮
 ● 自然環境の持つ多様な機能を発揮

図一〇一七 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

出展：「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業概要」
 国土交通省都市局公園緑地・景観課

分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進することを目的としています。

事業実施にあたっては、緑の基本計画等に基づいた目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定し、その官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援するもので、支援対象となるのは次のとおりです。

・緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること

・ア～オのうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援

【ハード】

ア 公園緑地の整備

イ 公共公益施設の緑化

ウ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る）

エ 市民農園の整備

オ 既存緑地の保全利用施設の整備（防災・減災推進型※に限る）

カ 緑化施設の整備（ア～オの整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限る）

【ソフト】

キ グリーンインフラに関する計画策定

ク 整備効果の検証

県内においても4市2民間事業者で活用されており、既存の樹林地を活かした都市公園の整備や民間建築物の緑化に活用されています。



鎌ヶ谷一丁目ふれあいの森公園